

電子提供措置の開始日2026年6月3日

**第47回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

連結注記表

個別計算書類

個別注記表

会計監査人の監査報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

コージンバイオ株式会社

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52,080千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54,480千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、適切であると評価し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第2項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるサステナビリティ関係助言業務についての対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である高金生物科技（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号のいずれかの事由に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正及び信頼性が確保できないと認めたときは、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの構築の基本方針」を決議しており、当社グループの業務に適正を確保するための体制を整備し運用しております。なお、基本方針等に関しましては、状況変化に応じて適時見直しを行い、実効性のある適正な内部統制システムの構築・運用を実施しております。

また、代表取締役社長直轄の内部監査統括が、期首に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社はコンプライアンス体制確立のため、リスク・コンプライアンス規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。
- ロ 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する意識の高揚を図り、会社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- ハ コンプライアンス経営の確保を目的として、内部通報・相談窓口を設ける。
- ニ 当社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、リスク・コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。
- ホ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ヘ 内部監査担当者を選任し、内部統制の評価及び業務の適正・有効性について監査する。
- ト 反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力排除対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報については、法令・定款及び社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク・コンプライアンス委員会が、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。
- ロ リスクが顕在化した場合又はリスクが顕在化する恐れがある場合、代表取締役社長は、リスク・コンプライアンス委員会を対策本部として緊急招集の上、迅速に対応する。
- ハ 監査役及び内部監査担当者は、各部門のリスクマネジメントの状況を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
 - ロ 中期経営計画は、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略及び諸施策を図る。
 - ハ 社内の指揮・命令系統の明確化及び権限及び責任体制の確立を図るため、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人並びに当該取締役及び使用人からの独立性に関する事項
監査役会が職務を補助する取締役及び使用人を置くこととした場合は、配置にあたっての人員、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - イ 当社の取締役は、事業の状況及びその職務の執行状況について、取締役会等を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。
 - ロ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役が業務執行の状況について報告を求めた場合、並びに財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
 - ハ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を会社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- ロ 監査役と代表取締役社長は定期的に意見交換会を行う。
- ハ 監査役は、監査法人、内部監査担当者等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。
- ニ 監査役は、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、指名・報酬委員会等の重要な会議に出席し、会社における重要な決定・報告事項について把握し、直接意見を述べる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- イ 取締役会は毎月開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度においては15回開催し、経営に関する重要な事項や業務執行に関する事項について、社外役員を交えて議論を行い、意思決定を行いました。そのほか、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会を毎月1回、任意の指名・報酬委員会を2回開催いたしました。
- ロ 監査役会は、原則として毎月1回開催しており、当事業年度においては14回開催いたしました。常勤監査役は取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、任意の指名・報酬委員会やその他の社内の会議に出席し、職務執行の監督を行っております。また、当社の各部門の部門長及び子会社の監査役監査を行い、聞き取りを行いました。そのほか、取締役会において監査の実施状況及びその結果報告を行いました。
- ハ 内部監査室は、年度計画に基づき、社内全部署及び子会社の業務活動が法令や社内諸規程どおりに適正に行われているかを監査し、被監査部署への改善に向けた助言又は提言を行いました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の処分については、株主の皆様への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に応じた配当を行うこととしております。当期の配当につきましては1株当たり10円としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- (1) 連結子会社の数 3 社
- (2) 連結子会社の名称 エンバイオ株式会社  
孝仁生物控股(香港)有限公司  
高金生物科技(上海)有限公司

#### 2. 持分法の適用に関する事項

全ての関連会社に持分法を適用しております。

- (1) 持分法を適用した関連会社数 1 社
- (2) 会社等の名称 味の素コージンバイオ株式会社

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、孝仁生物控股(香港)有限公司及び高金生物科技(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社において、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、組織培養事業、微生物事業、細胞加工事業を主な事業内容としております。組織培養事業においては、再生医療や免疫療法の研究用途で使用する無血清培地をはじめとする細胞培養用培地を開発、製造・販売しております。微生物事業においては、臨床・食品分野の病原菌検査や、医薬品・化粧品など様々な分野の品質管理に使用される多種多様な微生物培地を開発、製造・販売しております。細胞加工事業においては、「再生医療等の安全性の確保法等に関する法律」に基づき特定細胞加工物製造の許可を取得した施設において、医療機関からの細胞加工受託を行っております。これらの商品及び製品等の販売については、商品及び製品等を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。なお、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、下記の4つの全ての要件を充足し顧客が商品又は製品の支配を獲得する顧客の検収時点で収益を認識しております。

1. 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
  2. 当該商品又は製品が顧客に属するものとして区別して識別されていること
  3. 当該商品又は製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
  4. 当該商品又は製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

## 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 77,313千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

将来の収益力に基づく課税所得は、当社グループの事業計画を基礎として見積られます。事業計画には、外部要因である市場動向や内部要因である研究開発活動の進捗等を踏まえ、事業の成長性等を考慮して見積られた売上高（販売数量及び販売単価を含む）や、原価低減活動の成果を含む営業利益等に一定の仮定を置いております。

課税所得が生じる時期及び金額は、こうした外部要因、内部要因を含む将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、これらの見積りにおいて用いた主要な仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産の計上額に大きく影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 1,392,598千円 |
| 土地      | 599,172千円   |
| 計       | 1,991,771千円 |

- (2) 担保に係る債務

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 短期借入金                       | 575,000千円 |
| 長期借入金(1年内返済予定<br>の長期借入金を含む) | 327,368千円 |
| 計                           | 902,368千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,957,070千円

3. 流動負債「その他」のうち、契約負債残高 27,674千円

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 5,111,600 | －  | －  | 5,111,600 |

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 |
|----------------------|-------|-----------|----------|
| 2025年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 122,678千円 | 24円      |

| 基準日        | 効力発生日      |
|------------|------------|
| 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

| 決議                       | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   |
|--------------------------|-------|-------|----------|
| 2026年6月26日<br>定時株主総会（予定） | 普通株式  | 利益剰余金 | 51,116千円 |

| 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------|------------|------------|
| 10円      | 2026年3月31日 | 2026年6月29日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については投機的な運用は行わず、比較的安全で流動性のある預金による運用を行い、また、必要な設備投資のための資金調達については、主に銀行等の金融機関からの借入や株式の発行により行うこととしております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について各営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務経理部門と連携して取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

##### ② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向をモニタリングし、リスクを抑制する必要があるかを検討しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の高い金融資産を保持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------|--------------------|------------|------------|
| 投資有価証券      |                    |            |            |
| 其他有価証券      | 7,566              | 7,566      | -          |
| 資産計         | 7,566              | 7,566      | -          |
| 長期借入金 (※) 2 | 375,000            | 371,515    | △3,484     |
| 負債計         | 375,000            | 371,515    | △3,484     |

(※) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※) 2. 「長期借入金」は、流動負債の「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(※) 3. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分     | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|--------|--------------------|
| 非上場株式  | 101,418            |
| 関連会社株式 | 552,018            |

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価(千円) |      |      |       |
|---------|--------|------|------|-------|
|         | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |        |      |      |       |
| その他有価証券 |        |      |      |       |
| 株式      | 7,566  | -    | -    | 7,566 |
| 資産計     | 7,566  | -    | -    | 7,566 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価(千円) |         |      |         |
|-------|--------|---------|------|---------|
|       | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | -      | 371,515 | -    | 371,515 |
| 負債計   | -      | 371,515 | -    | 371,515 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |           |         |           |
|---------------|-----------|-----------|---------|-----------|
|               | 組織培養      | 微生物       | 細胞加工    | 計         |
| 売上高           | 2,539,559 | 1,424,690 | 974,775 | 4,939,025 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,539,559 | 1,424,690 | 974,775 | 4,939,025 |
| その他の収益        | —         | —         | —       | —         |
| 外部顧客への売上高     | 2,539,559 | 1,424,690 | 974,775 | 4,939,025 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、取引の対価は、商品及び製品等の引渡し後、概ね3か月以内に受領（受注契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 986,615 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 682,417 |
| 契約負債（期首残高）          | 25,557  |
| 契約負債（期末残高）          | 27,674  |

契約負債は、主に、海外顧客又は新規顧客との受注契約の支払条件に基づき受注時に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、25,120千円であります。

なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額（主に、取引価格の変動）に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,163円08銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 49円11銭    |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)                 |           |
| 流 動 資 産         | 3,024,650 | 流 動 負 債                   | 2,280,944 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,544,251 | 買 掛 金                     | 103,734   |
| 売 掛 金           | 366,750   | 電 子 記 録 債 務               | 66,678    |
| 電 子 記 録 債 権     | 87,578    | 短 期 借 入 金                 | 1,500,000 |
| 商 品 及 び 製 品     | 256,199   | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 150,000   |
| 仕 掛 金           | 109,076   | リ ー ス 債 務                 | 43,054    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 334,144   | 未 払 金                     | 190,614   |
| 前 払 費 用         | 27,050    | 未 払 法 人 税 等               | 88,669    |
| 未 収 入 金         | 124,898   | 賞 与 引 当 金                 | 4,460     |
| そ の 他           | 187,294   | 前 受 金                     | 65,000    |
| 貸 倒 引 当 金       | △12,595   | 資 産 除 去 債 務               | 28,016    |
| 固 定 資 産         | 4,634,955 | 資 産 除 去 債 務               | 11,560    |
| 有 形 固 定 資 産     | 3,646,334 | そ の 他                     | 29,155    |
| 建 物             | 1,835,891 | 固 定 負 債                   | 486,780   |
| 構 築 物           | 42,981    | 長 期 借 入 金                 | 225,000   |
| 機 械 及 び 装 置     | 308,021   | リ ー ス 債 務                 | 159,601   |
| 車 両 運 搬 具       | 1,253     | 退 職 給 付 引 当 金             | 46,995    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 107,454   | 資 産 除 去 債 務               | 55,184    |
| 土 地             | 849,099   | 負 債 合 計                   | 2,767,725 |
| リ ー ス 資 産       | 180,046   | (純 資 産 の 部)               |           |
| 建 設 仮 勘 定       | 321,587   | 株 主 資 本                   | 4,887,973 |
| 無 形 固 定 資 産     | 18,927    | 資 本 金                     | 1,253,984 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 18,843    | 資 本 剰 余 金                 | 1,153,134 |
| そ の 他           | 83        | 資 本 準 備 金                 | 1,153,134 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 969,693   | 利 益 剰 余 金                 | 2,480,854 |
| 投 資 有 価 証 券     | 108,984   | 利 益 準 備 金                 | 6,375     |
| 関 係 会 社 株 式     | 515,500   | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 2,474,479 |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 190,450   | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金         | 82,715    |
| 固 定 化 営 業 債 権   | 35,558    | 任 意 積 立 金                 | 700       |
| 繰 延 税 金 資 産     | 74,653    | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 2,391,064 |
| 敷 金 保 証 金       | 73,716    | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 3,906     |
| そ の 他           | 6,387     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 3,906     |
| 貸 倒 引 当 金       | △35,558   | 純 資 産 合 計                 | 4,891,879 |
| 資 産 合 計         | 7,659,605 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 7,659,605 |

損 益 計 算 書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                   |  |  |  | 金 額     |           |
|-----------------------|--|--|--|---------|-----------|
| 売 上 高                 |  |  |  |         | 4,179,084 |
| 売 上 原 価               |  |  |  |         | 2,682,392 |
| 売 上 総 利 益             |  |  |  |         | 1,496,692 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |  |  |  |         | 1,438,432 |
| 営 業 業 利 益             |  |  |  |         | 58,260    |
| 営 業 外 収 益             |  |  |  |         |           |
| 受 取 利 息               |  |  |  | 3,626   |           |
| 受 取 配 当 金             |  |  |  | 44,108  |           |
| 受 取 賃 貸 料             |  |  |  | 11,236  |           |
| 受 取 保 険 金             |  |  |  | 8,630   |           |
| そ の 他                 |  |  |  | 1,232   | 68,834    |
| 営 業 外 費 用             |  |  |  |         |           |
| 支 払 利 息               |  |  |  | 34,029  |           |
| 支 払 手 数 料             |  |  |  | 2,002   |           |
| 為 替 差 損               |  |  |  | 2,519   |           |
| 支 払 補 償 費             |  |  |  | 14,634  |           |
| そ の 他                 |  |  |  | 2,356   | 55,543    |
| 経 常 利 益               |  |  |  |         | 71,551    |
| 特 別 利 益               |  |  |  |         |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       |  |  |  | 6,775   |           |
| 補 助 金 収 入             |  |  |  | 11,694  | 18,469    |
| 特 別 損 失               |  |  |  |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         |  |  |  | 9,985   |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     |  |  |  | 9,999   | 19,984    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |  |  |  |         | 70,035    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |  | 23,440  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         |  |  |  | △16,137 | 7,303     |
| 当 期 純 利 益             |  |  |  |         | 62,732    |

株主資本等変動計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |           |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |           |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高                       | 1,253,984 | 1,153,134 | 1,153,134 |
| 当期変動額                       |           |           |           |
| 剰余金の配当                      |           |           |           |
| 当期純利益                       |           |           |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |           |           |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |           |           |           |
| 当期変動額合計                     | －         | －         | －         |
| 当期末残高                       | 1,253,984 | 1,153,134 | 1,153,134 |

(単位：千円)

|                             | 株主資本  |               |       |           |           |           |
|-----------------------------|-------|---------------|-------|-----------|-----------|-----------|
|                             | 利益剰余金 |               |       |           |           | 株主資本合計    |
|                             | 利益準備金 | その他利益剰余金      |       |           | 利益剰余金合計   |           |
|                             |       | 固定資産<br>圧縮積立金 | 任意積立金 | 繰越利益剰余金   |           |           |
| 当期首残高                       | 6,375 | 96,190        | 700   | 2,437,535 | 2,540,800 | 4,947,919 |
| 当期変動額                       |       |               |       |           |           |           |
| 剰余金の配当                      |       |               |       | △122,678  | △122,678  | △122,678  |
| 当期純利益                       |       |               |       | 62,732    | 62,732    | 62,732    |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |       | △13,475       |       | 13,475    | －         | －         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |       |               |       |           |           |           |
| 当期変動額合計                     | －     | △13,475       | －     | △46,470   | △59,946   | △59,946   |
| 当期末残高                       | 6,375 | 82,715        | 700   | 2,391,064 | 2,480,854 | 4,887,973 |

|                             | 評価・換算差額等                  |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|---------------------------|----------------|-----------|
|                             | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当期首残高                       | 3,427                     | 3,427          | 4,951,347 |
| 当期変動額                       |                           |                |           |
| 剰余金の配当                      |                           |                | △122,678  |
| 当期純利益                       |                           |                | 62,732    |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |                           |                | －         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） | 478                       | 478            | 478       |
| 当期変動額合計                     | 478                       | 478            | △59,467   |
| 当期末残高                       | 3,906                     | 3,906          | 4,891,879 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- |                   |                                                    |
|-------------------|----------------------------------------------------|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。                              |
| (2) その他有価証券       |                                                    |
| 市場価格のない株式等以外のもの   | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等        | 移動平均法による原価法を採用しております。                              |

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 2～50 年 |
| 構築物       | 3～50 年 |
| 機械及び装置    | 2～8 年  |
| 車両運搬具     | 4 年    |
| 工具、器具及び備品 | 2～10 年 |

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、組織培養事業、微生物事業、細胞加工事業を主な事業内容としております。組織培養事業においては、再生医療や免疫療法の研究用途で使用する無血清培地をはじめとする細胞培養用培地を開発、製造・販売しております。微生物事業においては、臨床・食品分野の病原菌検査や、医薬品・化粧品など様々な分野の品質管理に使用される多種多様な微生物培地を開発、製造・販売しております。細胞加工事業においては、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に基づき特定細胞加工物製造の許可を取得した施設において、医療機関からの細胞加工受託を行っております。これらの商品及び製品等の販売については、商品及び製品等を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。なお、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、下記の4つの全ての要件を充足し顧客が商品又は製品の支配を獲得する顧客の検収時点で収益を認識しております。

1. 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
2. 当該商品又は製品が顧客に属するものとして区別して識別されていること
3. 当該商品又は製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
4. 当該商品又は製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

### 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 74,653千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|   |   |             |
|---|---|-------------|
| 建 | 物 | 1,351,007千円 |
| 構 | 築 | 41,590千円    |
| 土 | 地 | 599,172千円   |
| 計 |   | 1,991,771千円 |

(2) 担保に係る債務

|                             |   |   |   |   |           |
|-----------------------------|---|---|---|---|-----------|
| 短                           | 期 | 借 | 入 | 金 | 575,000千円 |
| 長期借入金(1年内返済予定<br>の長期借入金を含む) |   |   |   |   | 327,368千円 |
| 計                           |   |   |   |   | 902,368千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,801,036千円

3. 流動負債「前受金」のうち、契約負債残高 27,674千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

|   |   |   |   |   |   |           |
|---|---|---|---|---|---|-----------|
| 短 | 期 | 金 | 銭 | 債 | 権 | 159,085千円 |
| 長 | 期 | 金 | 銭 | 債 | 権 | 35,558千円  |
| 短 | 期 | 金 | 銭 | 債 | 務 | 8,659千円   |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

|            |   |   |           |   |           |
|------------|---|---|-----------|---|-----------|
| 売          | 上 | 高 | 140,036千円 |   |           |
| 仕          | 入 | 高 | 71,289千円  |   |           |
| 支          | 払 | 手 | 数         | 料 | 137,476千円 |
| 営業取引以外の取引高 |   |   |           |   | 56,910千円  |

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 研究開発費   | 47,689 千円 |
| 貸倒損失    | 35,340 千円 |
| 棚卸資産評価損 | 25,945 千円 |
| 資産除去債務  | 20,931 千円 |
| 賞与引当金   | 20,384 千円 |
| 貸倒引当金   | 15,100 千円 |
| 退職給付引当金 | 14,737 千円 |
| 未払事業税   | 1,132 千円  |
| その他     | 9,642 千円  |

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金資産小計 | 190,904 千円 |
|----------|------------|

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △67,280 千円 |
|-----------------------|------------|

|          |            |
|----------|------------|
| 評価性引当額小計 | △67,280 千円 |
|----------|------------|

|          |            |
|----------|------------|
| 繰延税金資産合計 | 123,624 千円 |
|----------|------------|

繰延税金負債

|           |           |
|-----------|-----------|
| 固定資産圧縮積立金 | 37,301 千円 |
|-----------|-----------|

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | 1,784 千円 |
|--------------|----------|

|     |          |
|-----|----------|
| その他 | 9,884 千円 |
|-----|----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金負債合計 | 48,970 千円 |
|----------|-----------|

|           |           |
|-----------|-----------|
| 繰延税金資産の純額 | 74,653 千円 |
|-----------|-----------|

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種 類 | 会社等の<br>名称             | 議決権等の<br>所有(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容         | 取引金額    | 科 目                 | 期末残高    |
|-----|------------------------|--------------------|-----------------|---------------|---------|---------------------|---------|
| 子会社 | エンバイオ株式会社              | 直接所有<br>100%       | 当社製品等の販売<br>代理人 | 支払手数料<br>(注2) | 137,476 | 未収入金<br>(注2)        | 124,484 |
|     | 高金生物科<br>技(上海)有<br>限公司 | 間接所有<br>100%       | 当社製品等の販売        | 製品等の販<br>売    | 84,131  | 固定化営<br>業債権<br>(注3) | 35,558  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引については、市場価格を勘案し協議の上決定しております。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」等の適用により、主な製品の販売における取引において、エンバイオ株式会社は当社にとっての顧客ではなく、代理人に該当するとの判断から、取引内容については支払手数料を記載し、期末残高については支払手数料を除く顧客との取引から生じる債権の残高を記載しております。

(注3) 固定化営業債権に対し、35,558千円の貸倒引当金を計上しています。なお、当事業年度において、債権の一部回収に伴い、6,775千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 957円02銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 12円27銭  |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

コージンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北関東事務所

|          |       |   |   |   |   |
|----------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 小 | 林 | 雅 | 彦 |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 藤 | 岡 | 義 | 博 |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コージンバイオ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コージンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

コージンバイオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小林 雅彦

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

藤岡 義博

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コージンバイオ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上